



会 議 録

八幡市教育委員会

開 催 日 時	令和6年2月20日（火曜日） 午後2時15分～午後3時		
場 所	本庁舎5階 会議室5-2		
出席委員名	小 橋 秀 生（教育長） 橋 本 陽 生（職務代理者） 佐 野 恵理子	八頭司 めぐみ 狩 野 理恵子	
委員を除く 出席者の 職 氏名	部 長 辻 和 彦 参 与 川 中 尚 参 事 高 瀬 栄津子 参 事 渡 邊 晋 こども未来課長 長 尾 忠 行 子育て支援課長 成 田 孝 一	文化財課長 田 制 亜紀子 教育支援センター所長 安 達 里 香 教育集会所館長 山 中 友 順 図書館長 小 坂 富美子 生涯学習課長 辻 博 之 男山児童センター館長 日 根 青 樹 こども未来課 加 川 美 和	

1. 開 会

2. 議 題（協議事項）報 告 事 項

- (1) 「保育・学校教育の重点」について (学校教育課) ※資料1
- (2) 「社会教育の方針と目標」について (生涯学習課) ※資料2
- (3) 八幡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について (こども未来課) ※資料3
- (4) 令和6年度公立幼稚園の定員について (子育て支援課) ※資料4

3. その他

- ・ 園・学校訪問について

4. 配付資料

- ・ 令和5年度卒業式・卒園式出席者
- ・ 令和6年度入学式・入園式出席者
- ・ 令和6年度定例教育会及び学校等訪問日程（案）
- ・ 1月分議事録（写し）

5. 閉 会

※次回定例教育委員会

日時：3月15日（金）午後2時30分から

場所：庁舎3階 教育委員会室

※園訪問先

みその保育園（10：00）

南ヶ丘保育園（11：00）

南ヶ丘第二保育園（12：00）



	内 容
[教 育 長]	<p>1. 開 会</p> <p>それでは、令和6年2月度の定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>本日、報告事項はないと聞いておりますので、2. 議題にうつります。(1)「保育・学校教育の重点について」を議題といたします。なお、議題(1)及び議案(2)の議決までの流れでございますが、例年2月の定例教育委員会において次年度原案を提案し、教育委員の皆様からご意見・ご質問をいただいた後、3月の定例教育委員会で議決いただいております。それでは、事務局より説明願います。こども未来部参与。</p>
[川 中 参 与]	<p>2. 議 題 (協議事項)</p> <p>(1)「保育・学校教育の重点」について</p> <p>保育・学校教育の重点について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。</p> <p>昨年度の組織再編に伴い、就学前施設も教育委員会の所管となりましたので、今年度から就学前から義務教育を一貫して、重点的に取り組むべき事項に整理し、「重点」として示しております。全体的な構成といたしまして、生きる力の育成として、豊かな学びと確かな学力、豊かな人間性、健やかな身体の3つの柱に整理をしております。この3つの柱については、まず就学前教育から義務教育までで共通の重点を明確化し、その後就学前施設、義務教育施設でのそれぞれの段階での重点を表記しております。</p> <p>次に現代的な課題への対応も含め、「よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ」として、整理をしております。また、これらの生きる力などを着実にはぐくむために、基盤としての魅力ある園・学校の運営と実際の保育や教育に当たる教職員の資質能力について、最後に整理をさせていただいたところがございます。今年度、大きく変更したこともあり、来年度案については大きな変更はいたしてしておりません。主に文言等の整理というふうな形に留めております。</p> <p>本日原案をお示しさせていただきますので、委員の皆様には原案をお読みいただき、ご意見などをいただきたいと思っております。いただいたご意見を反映させ、3月の定例教育委員会でご議決いただければと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
[教 育 長] [橋 本 委 員]	<p>ただ今の説明について、委員よりご質問等はございませんか。</p> <p>一言だけ申し上げます。ご説明にありましたように、いま重点に取り組んでいるのは就学前教育であると。就学前教育の学びとは何か。基礎基本の確実な定着のあたりのところに何か就学前、特に幼児教育の学び、遊びだけではありませんが遊びを通してそういう辺りのものが入るとバランスとしてはいいかなと感じました。また読ませていただいて意見があれば出させていただきますと思います。</p>
[教 育 長]	<p>他にご質問等はございませんか。ないようではありますが、提案した原案をお持ち帰りいただき研究されたうえでご意見がある場合は、2月末日までに事務局にご連絡いただきますようお願いいたします。次に(2)「社会教育の方針と目標について」、を議題といたします。事務局より説明願います。生涯学習課。</p>
[辻 課 長]	<p>(2)「社会教育の方針と目標」について</p> <p>生涯学習課から「社会教育の方針と目標(案)」について、修正案を提案させていただきます。お手元の資料2の1ページ(4)をご覧ください。</p> <p>本年4月に策定を予定されています「八幡市子どもの読書活動推進計画」第四次推進計画に合わせ、1行目の「第三次推進計画」という記述を「第四次推進計画」に修正するものです。また、2行目の「子どもの成長に合わせた読書活動の支援」という記述を「多様な子どもの成長に合わせた自主的な読書活動の支援」に修正し、3行目の「子ども関係施設との協力を行うとともに」という記述を「子ども関係施設との協力を行う。」に修正するものです。その他の修正につきましては、現時点で関連する制度等に大幅な改正や変更はないため、昨年度と同様の内容となっております。以上、本修正案についてのご審議を賜りたくよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、本件は過日開催しました社会教育委員会議におきまして、社会教育委員長より承認</p>



	<p>を得て、本日提案させていただいております。</p>
[教育長]	<p>ただ今の説明について、委員よりご質問等はございませんか。</p>
[橋本委員]	<p>意見を出すにあたり教えていただきたいのですが、「多様な子どもの成長に合わせた自主的な読書活動の支援」というのは具体的にどうのことを考えておられますか。</p>
[小坂館長]	<p>国の基本計画にあります障害のある子どもや日本語指導を必要とする子どもを含む全ての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう取り組む環境の充実を目指すということでございます。</p>
[教育長]	<p>他にご質問等はございませんか。ないようではありますが、ただ今の議題、「社会教育の方針と目標について」も議案（１）と同様に本日原案をお持ち帰りいただき、研究されたうえでご意見がある場合は、２月末日までに事務局にご連絡いただきますようお願いいたします。</p> <p>次に議題（３）「八幡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。事務局より説明願います。こども未来課。</p> <p>（３）八幡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について</p>
[長尾課長]	<p>八幡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について、ご説明いたします。お手元の資料３をご覧ください。</p> <p>放課後児童健全育成事業の内容を定める国の通知の改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件が緩和されたため、条例の改正を行うものでございます。</p> <p>改正の内容としましては、放課後児童健全育成施設に配置している放課後児童支援員については、「知事等が実施する研修を修了した者」でなければなりませんでしたが、「研修計画を定めた上で、２年以内に研修を修了することを予定している者」とし、新たに放課後児童支援員として放課後児童健全育成施設に配置できるようにするものです。</p> <p>以上のとおりでございますので、よろしくご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。</p>
[教育長]	<p>ただ今の説明について、委員よりご質問等はございませんか。</p>
[橋本委員]	<p>一言お伺いしたいと思います。このような改正が行われる理由としては、やはりそれに携わる方の不足だと思われそうですが、それによろしいのでしょうか。そうだとすれば本市において対象者が不足しているのかどうか。この充実度合いについてお伺いしたいと思います。</p>
[日根館長]	<p>充足の状況ですが、法的に必要な支援員のところは何とか充足しているところです。ただ支援員については資格のない支援員補助という形で働いている場合は、２人１組として認められるような制度になっておりますのでできておりますが、保育士等の基礎的な資格を有する者が支援員補助として配置されたとしても、この研修は年に２回程度しかございませんので、その研修を終えるまで支援員として認められないというようなことがございます。ですので条例を定めて研修計画を作って即戦力で対応できるようにしていきたいというところでございます。</p>
[橋本委員]	<p>充足はしているということですね。</p>
[日根館長]	<p>はい。</p>
[教育長]	<p>他にご質問等はございませんか。無いようですので、議題（３）についてお諮りいたします。議題（３）について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p>
[全委員]	<p>異議なし。</p>
[教育長]	<p>異議なしと認め、議題（３）「八幡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について」は、可決されました。</p> <p>次に、議案（４）「令和６年度公立幼稚園の定員について」、を議題といたします。事務局より説明願います。子育て支援課。</p> <p>（４）令和６年度公立幼稚園の定員について</p>
[高瀬参事]	<p>子育て支援課より令和６年度の公立幼稚園の定員について説明させていただきます。資料４をご覧ください。</p>



八幡市立幼稚園規則第3条の規定に基づき、令和6年度公立幼稚園の定員を定めるものでございます。各園のクラス定員の合計は八幡第三幼稚園と八幡第四幼稚園が統合いたします、さくら幼稚園90人、橋本幼稚園90人。合計180人でございます。なお、八幡幼稚園につきましても、みその保育園と統合し、やわたこども園に名称が変わります。

次のページに参考資料といたしまして、上段に令和6年2月1日付の令和6年度の予定園児数を掲載させていただいております。各園の合計は、さくら幼稚園3クラス40人、橋本幼稚園3クラス23人。合計6クラス、63人でございます。なお、下段に令和5年5月1日付けの各園の定員数と園児数を掲載させていただいております。以上でございます。

[教育長]

ただ今の説明について、委員よりご質問等はございませんか。

[狩野委員]

さくら幼稚園として書かれておりますが、これは公式にはどういう形で第三幼稚園からさくら幼稚園に名称変更をされるのか。定数とは関係ありませんが、教えていただけたらありがたいです。

[成田課長]

名称変更につきましては、12月議会と教育委員会において公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてお諮りさせていただきまして、そちらで一定正式な名称については確定したと。今現在進めておりますが、これから教育局との正式な事務手続きを進めさせていただいております。

[狩野委員]

一般市民の方にとっては、4月1日付けとかそういう形になるのでしょうか。

[成田課長]

そうです。正式に名称が変わるのが4月1日付けということで、市民向けの周知等については3月号の広報で名称が変わりますというような形でお知らせをする予定にしています。

[教育長]

他にご質問等はございませんか。

[狩野委員]

もう1点だけ。定数がこういうことですが、2月1日時点での園児数を資料としてつけていただいております。希望者があれば順次変更という形でこれからも受け入れが可能という理解でよろしいですね。

[成田課長]

お見込みのとおりでございます。

[教育長]

他にご質問等はございませんか。

[橋本委員]

初歩的な質問、素朴な質問で申し訳ないんですが、現在の園児数あるいは見込み園児数と定員とのギャップがものすごく大きいように思います。何をもちて定員を定められているのか教えてください。

[成田課長]

幼稚園における学級編成の基準です。そこに明記されている上限の人数を定員で設定しているものでございます。現在幼稚園規則でクラス定員を定めなければならないとなっておりますので、今回こうやってご報告させていただいたところでございます。

[教育長]

他にご質問等はございませんか。無いようですので、議題（4）についてお諮りいたします。議題（4）について、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[全委員]

異議なし。

[教育長]

異議なしと認め、議題（4）令和6年度公立幼稚園の定員については、可決されました。これにて議題を終了します。次に3. その他にはあります。本日の園・学校訪問について、ご意見はございますか。

3. その他

[狩野委員]

本日はわかたけ保育園と南山小学校に寄せさせていただきました。教育委員として保育園を訪問させていただくのは初めての経験で、園長先生も随分緊張されていたかなと思います。園内ずっと回らせていただきまして、一定数子どもたちがいますので活気がすごくあって、子ども同士が育ち合う集団というものが確保されているなと思いました。幼稚園の園児が少ないからと言って決してそれを批判するわけではなくて、幼稚園は幼稚園で少ない人数でもすごく丁寧な保育をされていますので、それはそれでいいんですが刺激のしあい方とかそういうものが大事だなと思いました。直接これは園には言えないことなんですけど、やはりずっと幼稚園を見ておりましたので、今求められている保育というものの先生方の研修と保育の質が若干違うなと感じた次第です。

保育所保育指針には先生方が研修することが明記されておりますが、今日園長先生とお話



させていただいても子どもが一日中ずっといてるので、研修の機会が八幡市はある程度配慮していただいていると園長先生はおっしゃってましたが、なかなか園の中で園内研修を持つということができないのが現状ですとおっしゃっておられます。やはりそういうことが今後教育と保育を一体的に進めていく中で、先生方が今求められている保育がどういうことなのかということ学ぶ機会、他の保育を見て自らの保育を顧みる機会等、いろいろ研修の方法はあるかと思いますが、そういう機会をこれから保育園の方でも持てるような体制づくりが強く求められるのではないかなと感じた次第です。人の問題もあるかと思いますが、京都府の幼児教育センターに関わっておりまして、園が工夫されている研修の持ち方もございますし、新たな知識、保育技術の向上等を目指して研修の機会の充実を子育て支援課にはたくさんバックアップしていただいて、こども園も含め公立幼稚園と公立保育園が八幡市において質の高い保育ができるように体制づくりをお願いしたいなと切に思います。よろしくお願ひします。

[教育長]

他にご質問等はございませんか。

[狩野委員]

今日の学校訪問で南山小学校の方を寄せていただいて、校長先生がすごくデータを示してくださいました。データに基づいて今後の学校運営とかそういったものに大きなビジョンを持っていらっしゃるなど感じさせていただきました。園もそうですが、小学校以降においても校長先生がこんな風に学校を高めたいという思いで運営されていくことの必要性をすごく教えていただきました。いろいろとアイデアを持っていらっしゃるんだということを経験先生のお話から思いましたので、ぜひ今後現場の意見、現場が目指す教育に対して学校教育課も一緒になって考えていただけたらうれしいなと感じた次第です。また今後よろしくお願ひします。

[教育長]

他にご質問等はございませんか。

[橋本委員]

私も感想程度ぐらいですが、今回初めて保育園を訪問ということで非常に興味関心をもって訪問させていただきました。一言で言うと非常に活気があって自主的に伸び伸びとしている。大きな園でもみんなでまとまって日常生活を営んでいる。ホッとしました。いろいろ良い教育をされているなど安心したのが率直なところですが、ただ先ほどご指摘がありましたように、幼稚園と比較をするとどうですか、小学校との接続はどうですかという質問も投げかけさせていただきましたが、なかなかその辺りにつきまちは十分なコメントはいただけなかったと思います。それだけ大きな目で接続まで含めなかなか考えられるだけの情報とか、その辺りのところがまだちょっとどうなのかなと思います。かと言って教育内容が全く何もなくただ日常生活を過ごしているだけなのかなと思うと、数字を教えたり言葉の学びを教えたり歌唱指導をやったり。歌なんか率直で「何かみんなで歌えるのがある？歌ってくれる？」と言ったら、みんなで大きな声で歌ってくれますし、やる気満々。訪問客が少ないかもしれませんが、また来てねと我々を見送ってくれますし、ある意味非常に素朴な育ちと言うんでしょうか、しっかりなされているなと思います。そういったそれぞれの年齢における育ちも明確に出されておりまして、幼稚園との一体化に向けて一つ一つのステップを歩んでおられるのかなと思われまして、他の保育園等も見させていただきながら、その辺りについてまたご意見申し上げたいなと思います。

ただ、やはり幼稚園と同じように労働環境の整備等省エネ化ということからするとネット環境が未整備という、保護者との連絡についてもそうですし、小学校でやられているような出席管理、情報連絡云々の辺りのところはぜひ接続という観点からも難しい課題であると承知したうえでやっていただければありがたいなと改めて感じさせていただきました。

南山小学校の方ですが、校長先生の言葉の中で特に印象的なのは「この学校は特色があまり出せられないんですよ」というようなことをおっしゃっておられました。校長先生は何かやりたいことがあるんですか、というような投げかけをすると、いろいろご提案がありました。特に摂南大学農学部との食育関係のところもやりたいなとか、学力云々の保障についても家庭学習の充実辺りの取組、日常的な自学自習的なものの取組、あるいは教科担任制の取組、どんどんいろいろおっしゃいましたので、前回も申し上げたかもしれませんが各小・中



[教育長]
[狩野委員]

学校の校長先生が思っておられる思いを何か実施できるような、そういうプロジェクトならプロジェクトの、提案に対してそれを支えられるような学校指定なり何らかのものでまず吸い上げていただくことと合わせて、そういう目標をもって次年度に臨んでいただくというように出来ればいいなと感じました。

他にご質問等はありませんか。

まとめて言えばいいのに申し訳ありません。今日わかたけ保育園に寄せていただいてなんですけれど、私の経験からしますと今日みたいな天気の日には泥んこ遊びが最高にできる日で、その中で子どもたちが園庭に溜まった水たまりから遊びを広げていくという活動が十分にできる、そういう園庭ではなかったかなと思うんですけれども、芝生化されていていらっしやいますよね。橋本幼稚園とわかたけ保育園は芝生化が行われておりまして、園に伺いますと丁寧にケアをしていただいていますし、子どもが怪我をしない、こけても痛くないというようなメリットはありますが、やはりデメリットとして水たまりで水がはねて面白いであったり、泥んこ遊びをする中でたくさんの気づきができる経験が奪われているなと感じました。

市の方針としてそうされたと思いますが、せつかくの自然環境を大事にして子どもの学びがいろんな所にあるというような環境を作っておくことが大事ではないかと思しますので、今後また泥や砂、土、水と子どもたちが存分に遊べる環境は大事にしてほしいなと願います。

今日、保育過程をご準備いただいたんですけれども、保育所保育指針の中には全体的な計画を作成するということがはっきりと示されておりまして。これについて子育て支援課のご指導の方はいかがなものかなと。前にも一度伺っているかなと思うんですけど、保育所保育指針が改訂されまして5年経っていますし、まだこういう状態でこれはこれで大事なんですけれども、示されてる全体的な計画に対して今後どういうビジョンを持ってらっしゃるか聞かせていただきたいのが一つと、園長先生とのお話の中で保護者への啓発活動、園が一所懸命いろいろと子どもの主体性を大事にした活動をしていても、なかなか家庭にそれを発信することができていないという話がありました。運動会等を見せていただいても、子どもの興味関心に沿ってすごくいい運動会をされていたなと思いはあるんですけれども、園がこういう風に考えて、こういうことを大事にしているんですよという園の発信力がICT機器等を使うことによって更に保護者に伝わっていくのではないかと思います。京都のあちこちでは活用されておりまして、ご検討もお願いしたいなというところです。

[高瀬参事]

全体的な計画ですが、来年度から全体的な計画として全体的な計画があり、指導計画があってカリキュラムの方に落としていくという風に、いま各園で様式を作っているところなんです。

[教育長]
[狩野委員]

他にご質問等はありませんか。

全体的な計画は、先生方全職員で理解していく、全体的な計画に関わるということがうたわれておりますので、ぜひ園の中で研修等を積んで職員の先生方が一緒になって保育をしていけるようご配慮をお願いいたします。

その他としまして、1月26日中央小学校で田中先生をお招きされて、研修をされました。私も2年生の算数の授業を見せていただきました。どんぐりを使いながら繰り上がりの数を子どもたちがとても良く分かるように、子どもと一緒に授業を作っていく様子を見せていただきました。これこそ主体的多様的で深い学びを先生が実践してらっしゃるなと感じさせていただきました。子どもたちもどんどん発言しますし、授業の中で活動もしますし、自分の思いを自分の言葉で発表して友達と褒め合うというような姿がありました。ぜひこういう教育を色んなところで広め、八幡市全体で大事にしていただけたらなと願っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

先日の新聞で拝見したんですけれども、八幡市の24年度の予算案が示されまして、これは議会を通ったんですか。(まだこれからです、という声あり。)これからですか、すみません。そこに八幡市の方向性として2歳児を対象に公立幼稚園での活動の一部を体験できるプレ保育の導入ということがうたわれております。幼児教育に携わっておりますので、これを



	<p>見た時にうれしいことだなと思ったんです。京都府の私立幼稚園ではどこの園でも低年齢、未満児保育を随分やってらっしゃいます。1歳児からとか場所によっては0歳から。2歳児ははっきりとやってらっしゃるので、2歳児から本募集の3歳児に移行されるから園児数の確保ということにも繋がっているかと思うんですけれども、公立幼稚園は全然できていない状態です。唯一随分昔から1園だけ公立幼稚園で「すこやか学園」という形で、親子登園をされている園がございます。そこだけですので、八幡市で画期的な取り組みをしようと考えてらっしゃるところが大変うれしいなと思うんです。今後どういう風に進めていくのか、考えや計画を言える範囲で構いませんので少しお聞かせいただけたら嬉しいです。</p>
[成田 課長]	<p>2歳児の件、我々が調べたところ公立幼稚園でやっているところはないなと。親子登園のところがあるんですね。ちょっとそこは見つけきれなかったんですけれども、先ほどもご案内させていただいたように、幼稚園の園児数がいま大きく減少していますので、一つに早期から園児数を確保したいという思いもございまして、地域における子育て支援の充実も進めたいという思いもございまして、この間公立幼稚園の園長会を中心にこんな話を進めさせていただきました。いま現在、市議会の議決の関係でいつから園児募集ができるのか具体的に決まっていないうんですけれども、夏頃からスタートできたらいいなと思っています。人数についてもニーズがあるかはさておき、そんなに一気に大勢受けるのもどうかなというところもあり、まずは1グループあたり4名程度、1園あたり最大2グループまでで週2日程度から始めてみてはどうかという形で検討しております。予算がご可決いただけましたら園児募集に向けて当然ながら指導計画も必要になってきますのでそちらも同時に進めるとともに、事業を実施するための十分な人の体制の確保も合わせて配置するという風な話を園長と進めさせていただいているところです。</p>
[狩野 委員]	<p>ぜひ頑張ってください子育て支援も含めながら、いま公園デビューがございませぬので、ある程度の年齢になると人と出会う機会という形で各園は園庭開放・園開放を頑張ってもらいますけれども、ぜひこういう形で推進していただけたらうれしいなと思います。本日に誇れるなと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
[教育 長]	<p>他にご質問等はございませぬか。ないようでありますので、次に4. 配付資料について、事務局より説明願います。こども未来課。</p>
	<p>4. 配布資料</p>
[長尾 課長]	<p>本日の配付資料です。卒業式と卒園式、入学式と入園式出席者の一覧表をお届けしております。もう一つが令和6年度定例教育会と学校等訪問の日程でございます。最後に1月の定例教育委員会の議事録の写しをお届けしております。</p>
[教育 長]	<p>次回定例教育委員会日程につきまして、事務局から説明願います。こども未来課。</p>
[長尾 課長]	<p>次回の教育委員会は、3月15日金曜日午後2時30分から庁舎3階の教育委員会室で行います。園訪問につきましては、10時からみその保育園、11時から南ヶ丘保育園、12時から南ヶ丘第二保育園でございます。以上です。</p>
	<p>5. 閉会</p>
[教育 長]	<p>以上をもちまして2月度の定例教育委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。</p>

(案)

- 保育・学校教育の重点 -

八幡市教育委員会

令和~~5~~**6**年 4月

目 次

— 豊かな学びと確かな学力 —	1
1 基礎・基本の確実な定着	1
2 主体的・対話的で深い学びの実現	1
3 認知能力と非認知能力を一体的にはぐくむ教育の推進	1
4 幼小・小中・中高の校種間の連携の推進	1
— 豊かな人間性 —	2
1 望ましい友だち関係、主体的な規律ある生活の確立	2
2 不登校・いじめ・虐待などの解消に向けた総合的な取組の推進	2
3 芸術文化・読書活動に親しみ、ふるさと八幡を創る市民性の育成	2
— 健やかな身体 —	3
1 生涯を通じて体育・スポーツに親しむ能力・態度の育成	3
2 自ら健康な生活を営む、たくましい実践力の育成	3
3 健やかな成長のための食育の取組の推進	3
— よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ —	4
1 一人一人が人権を尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指す 教育の推進	4
2 社会変化を前向きにとらえ、よりよい社会と幸福な人生を創り出す こどもの育成	4
— 魅力ある学校・園づくり —	5
— 教職員の資質能力の向上 —	5

保育・学校教育の重点

八幡市教育委員会

豊かな学びと確かな学力

1 基礎・基本の確実な定着

モジュール学習、少人数指導や複数の教員教職員による指導、小学校高学年における教科担任制の導入などのよさを生かした授業など、本市で蓄積された実践を活用し、創意性を発揮して指導方法の工夫改善を進める。

2 主体的・対話的で深い学びの実現

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、保育・授業を通して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、学びに向かう力などの資質や能力の育成に努める。

3 認知能力と非認知能力を一体的にはぐくむ教育の推進

こども同士の活動の中で、学んだことやお互いのよさを認め合い、自らの可能性を発揮して、学びを深めるとともにことやコミュニケーション能力や課題解決能力、粘り強さなどの非認知能力の育成を図る。

4 幼小・小中・中高の校種間の連携の推進

こども達の学びの充実のため、各学校・園間の連絡・調整・実践を積極的に進め、持続可能で一体的な指導のできる「幼小接続教育」及び「小中一貫教育」に努める。

保育園・幼稚園・こども園（就学前施設）

- (1) こどもからの働きかけに応じた豊かで応答性のある環境を構成し、生命の保持と情緒の安定に配慮した細やかな保育を行うとともに、幼児教育において育みたい資質・能力及び幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を見据えた長期的な視野を持って、個に応じた柔軟性のある教育・保育の充実に努める。

小・中学校（義務教育施設）

- (1) 各種の調査などを活用し、児童生徒の学習状況を的確に把握するとともに、指導と評価の一体化を図り、個に応じたきめ細かな指導を行うとともに、多様な体験活動（学習）を通じて、探究的な学習を進める。
- (2) 自学自習の確立を目指し、学習方法を身に付けさせるとともに、家庭と学校で情報共有し、家庭・地域と連携した学習習慣の定着に向けた取組を進める。

豊かな人間性

1 望ましい友だち関係、主体的な規律ある生活の確立

多様で豊かな体験活動などを通して、豊かでたくましい心の育成と存在感や充実感のある学校・園生活を送らせるための積極的な指導を進める。また、学校・園や社会における規範遵守の意義や重要性について、日常的な指導や保育、学級活動・道徳などあらゆる場面を通しての時間において繰り返し指導を行って、こどもの規範意識の向上を図る。

2 不登校・いじめ・虐待などの解消に向けた総合的な取組の推進

校・園長を中心として全教職員の一致した指導体制により、未然防止・早期発見に努めるとともに、発生した場合には、関係諸機関や家庭や地域社会との連携を図り、互いに協力してこどもの立場に立って指導・支援を行う。

3 芸術文化・読書活動に親しみ、ふるさと八幡を創る市民性の育成

豊かな感性をはぐくむために、こども達の芸術文化活動や読書活動を推進し、意欲や資質を伸ばすように努める。また、ふるさと学習や伝統文化を学ぶ機会を拡充し、ふるさとに対する愛着と豊かな人間性を持ち、将来の八幡を担う市民性の育成を図る。

保育園・幼稚園・こども園（就学前施設）

- (1) 集団生活を通じて、様々な人とのかかわりの中でながら、他人の存在に気付き、人に対する信頼感や思いやりの気持ちなど社会生活上のルールや道徳性などの基礎を身に付けるように援助する。
- (2) 保護者の多様な価値観や育児不安に適切に対応するとともに、こどもの基本的な生活習慣の確立を図るために、家庭との連携を深め、地域全体の子育て支援に努める。

小・中学校（義務教育施設）

- (1) よりよい人格形成を促すために、教職員とこどもとの深い信頼関係を基盤として、内面の理解に努め、生徒指導実践上の視点（自己の存在感・共感的な人間関係・自己決定の場・安全・安心な風土）を生かして、きめ細かな指導と、適切な教育相談を行う。
- (2) 様々な問題事象に対しては、法や方針などに基づきスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関なども活用して、チームとして対応し、こどもの自発的・主体的に成長発達する過程を支えるよう努める。また、望ましい集団活動を通して、好ましい人間関係の育成に努める。
- (3) こどもの実態を考慮しながら、生命を大切にし、他人を思いやることのできる豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」として、教育活動全体を通じて道徳性を養うよう努める。

健やかな身体

1 生涯を通じて体育・スポーツに親しむ能力・態度の育成

健やかな身体をはぐくむために、体育・スポーツ活動を、教育活動全体を通じて適切に実施し、運動することの楽しさや喜びを体験させ、生涯にわたって体育・スポーツ活動に親しむ能力や態度を育てる。

2 自ら健康な生活を営む、たくましい実践力の育成

こどもが健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力を育成し、心身の調和的な発達を図る。そのため、学校・園においては、家庭や地域社会、関係諸機関と連携を図りながら、適切な健康安全に関する活動の実践を促し、こどもの発達段階を考慮して、健康安全教育を組織的、計画的に推進する。

3 健やかな成長のための食育の取組の推進

学校・園における食育を推進するため、食に関する指導計画などに基づき、積極的な指導を行うとともに、生きた教材としての学校給食に地場産物の活用を推進し、その充実を図る。

保育園・幼稚園・こども園（就学前施設）

- (1) 自然とのかかわりや体験活動を積極的に取り入れ、こどもの感性や思考力の芽生えを培うとともに、日常的な遊びを通して、心と体を十分に働かせ、健康で安全な生活を作り出す力を養う取組を行う。

小・中学校（義務教育施設）

- (1) 新体力テストの結果をもとに、自己の体力について理解させ、幼小中の接続及び発達の段階に応じつつ、各校の実態に即した取組により、こどもの体力や運動能力を上昇させることを目標として、積極的に体力・運動能力の向上を図る。
- (2) 防災教育、CAP研修などを通して、身の回りの危険に気付き正しく判断し、自ら安全な行動がとれる能力と態度を育成すると共に自分の身は自分で守る習慣をつける。

よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ

1 一人一人が人権を尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指す教育の推進

部落差別や女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、感染症患者などの人権問題を踏まえ、一人一人の尊厳と人権が尊重され、多様性を認め合い、誰もが大切にされる共生社会の実現に向けた教育を推進する。

「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育の理念および「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障がいにより教育上特別の支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育課程などを編成・実施するとともに、合理的配慮に留意し自立し社会参加する資質や能力を育てる。

2 社会の変化を前向きにとらえ、よりよい社会と幸福な人生を創りだす子どもの育成

- (1) 一人一人の子どもが自分のよさに気付き、将来への希望を持ち、目的意識を高め、キャリア教育を通して、望ましい職業観や勤労観を身に付けられるように指導する。また、個性や能力の伸長に努め、生涯にわたって心豊かにたくましく生きていくために、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。
- (2) シティズンシップ教育を通して、法やルールについて理解し、個人としての権利と義務を行使し、自己実現を図る。また、社会の意思決定や運営の過程において、人や社会と積極的に関わろうとする資質を育成する。
- (3) SDGs に掲げた開発目標について、自らのこととして課題を理解し、主体的に解決を目指す実践的な活動の推進に努める。
- (4) 「八幡市環境自治体宣言」「環境方針(環境改善への決意)」や「八幡市環境マネジメントシステム」など本市の環境に対する取組への理解を図り、ゴミの減量・分別・リサイクル・省エネなど、体験的な学習を積極的に取り入れ、学校における具体的な取組を通して環境教育の推進に努める。
- (5) 小中学校での GIGA スクール構想による一人一台端末を効果的に活用するためにの導入を踏まえ、発達段階に応じた利用を進めるとともに、情報を主体的に選択し、活用できる能力や情報社会に参画する態度などの情報活用能力の育成に努める。
- (6) 国際社会に生きる日本人の育成という観点に立ち、人権尊重の精神を基盤として、我が国の文化と伝統などを尊重するとともに、異文化を理解し尊重する態度や異なる文化をもった人々と共に生きていく資質や能力を育成する。
- (7) 外国人幼児・児童・生徒や海外から帰国した子どもについて、学校生活への適応を図るとともに、外国での生活習慣や生活経験の特性を生かすなど、適切な指導に努める。

魅力ある学校・園づくり

- (1) 「確かな学力」「楽しい学校・園」「地域に支えられる学校・園」をキーワードに一人一人のこどもが、安心感や存在感をもって学校・園生活を送ることができる魅力ある元気な学校・園づくりを進める。
- (2) 絶えず実態把握に努め、評価・検証を通じて、教育の「かたち（体制・仕組）」と「きもち（発想・意識）」を変え、「まなび」を変えることによって、学校・園がこどもにとって豊かな学びの場となるよう学校運営（経営）改善に努める。
- (3) 各学校・園においては、地域の自然や文化・人材などの資源を積極的に活用し、教育活動全体との関連のもと、学校・園の創意工夫による特色ある教育活動を展開できるようカリキュラム・マネジメントを進める。
- (4) 学校関係者評価や学校支援地域本部事業、学校支援協議会などを活用し、地域コミュニティとつながる開かれた学校・園づくりを推進する。
- (5) 学校・園におけるこどもの安全確保を図るため、施設・設備の安全点検、安全指導及び教職員研修などに関する学校安全計画を策定・実施する。また、地域社会の協力を得つつ、学校独自の「危機管理マニュアル」の検証と改善に努める。

教職員の資質能力の向上

- (1) 校・園長は、教育目標達成のため、自校・園の組織体制を整え、教育課程などを編成するとともに、課題に応じた年間研修計画を策定する。また、教職員の研修と研修成果の発表を積極的に推進し、魅力ある教職員の育成及び学校・園の教育力の向上に努めるとともに、教職員の心身の健康管理に留意し、働きがいのある学校・園経営に努める。
- (2) 教職員は、社会の変化や時代のニーズを踏まえ、研修講座や研究指定校など他校・園の研究成果を積極的に活用し、校内研修や教育実践に生かして、意欲的に指導力の向上を図る。また、常に自らの健康に留意し、自己研修、人格の陶冶に励み、高い人権意識・倫理観を養う。
- (3) 教職員は、こどもたちや地域の実情を踏まえ、“カリキュラム・デザイナー”として企画力を発揮し、創意工夫を凝らした教育活動を展開できるように努める。
- (4) 教職員は、児童生徒や保護者の教育的ニーズを的確に把握し適切に対応するとともに、教職員相互の連携・協働体制の確立を図り、組織としての学校・園の教育力を高めるように努める。

社会教育の方針と目標（案）

【修正箇所】

- 1 ページ（4） 1 行目から 3 行目

（修正前）

- （4） 市民図書館では、「八幡市子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）」に沿って、子どもの成長に合わせた読書活動の支援及び子ども関係施設との協力を行うとともに、成人に向けては、子育て・健康・就労など、市民生活に必要な情報・資料を迅速かつ継続的に提供することで、更なる生活支援・向上に努める。

（修正案）

- （4） 市民図書館では、「八幡市子どもの読書活動推進計画（第**四**次推進計画）」に沿って、**多様な子どもの成長に合わせた自主的な読書活動の支援**及び子ども関係施設との協力を行う。成人に向けては、子育て・健康・就労など、市民生活に必要な情報・資料を迅速かつ継続的に提供することで、更なる生活支援・向上に努める。

(案)

- 社会教育の方針と目標 -

八幡市教育委員会

令和6年4月

目 次

—生涯学習社会の実現に向けた学習環境の整備と充実—

- 1 学習環境整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 相互連携の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

—あらゆる人権問題について正しい理解と認識を深めるための 学習活動の推進—

- 1 学習活動と社会参加活動の促進・・・・・・・・・・ 2

—家庭・地域社会の教育力の向上—

- 1 家庭・地域社会の教育力の向上・・・・・・・・・・ 3

—青少年を育成する活動の充実—

- 1 活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

—文化活動と生涯スポーツの振興—

- 1 文化活動と生涯スポーツの振興・・・・・・・・・・ 4

—文化財の保存と活用—

- 1 文化財保護意識の高揚と文化財の活用・・・・・・・・ 5

社会教育の方針と目標

八幡市教育委員会

生涯学習社会の実現に向けた 学習環境の整備と充実

- ・市民のライフスタイルに応じた学習機会の提供と学習環境整備の推進
- ・社会教育施設等の総合的な活用の促進
- ・社会教育関係団体などとの連携・協力
- ・社会教育関連部署などにおける相互連携の確立

1 学習環境整備の推進

- (1) 市民のライフスタイルに応じた多様な学習機会の提供や自発的な学習活動を支援するとともに、生涯学習を支える社会教育の促進に必要な調査・研究を進め、学習環境と社会教育施設の耐震化等整備・充実に努める。
- (2) 生涯学習センターを中心に市民に対する学習情報の提供と相談機能を充実し、公民館等社会教育施設が連携して、各分野にわたる学習活動を推進する。また、市民の自発的な学習活動やボランティア活動の促進に努めるとともに、大学等との連携を進め、地域課題をはじめ、国際理解、環境問題への取組、地域の安全などの現代的課題に関する学習活動を推進する。
- (3) 社会教育施設における地域イントラネットの使用により、市民が情報収集と活用能力を身に付けられるよう、情報化社会に対応した学習機会の充実に努める。その際、プライバシーの保護や著作権など基礎的な情報モラルを確立できるように留意する。
- (4) 市民図書館では、「八幡市子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）」に沿って、多様な子どもの成長に合わせた自主的な読書活動の支援及び子ども関係施設との協力を行う。成人に向けては、子育て・健康・就労など、市民生活に必要な情報・資料を迅速かつ継続的に提供することで、更なる生活支援・向上に努める。

2 相互連携の確立

- (1) 市民の生涯にわたる学習機会の拡充や地域社会の形成を図る上で、社会教育関係団体などの果たす役割は重要であり、団体の自主性を尊重し、その活動の意義を重視しつつ、活性化に努めるとともに、相互連携を進める。
- (2) 人生100年時代への備えとして、社会教育関連部署などが相互に連携して、より効果的、効率的な事業展開を図る。

あらゆる人権問題について正しい理解と認識を深めるための学習活動の推進

- ・あらゆる人権問題について正しい理解と認識を深めるための学習活動の推進
- ・男女共同参画社会の実現に向けた学習活動の推進
- ・高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
- ・障がいのある人の自立と社会参加の促進
- ・国際理解を深めるための学習活動の推進

1 学習活動と社会参加活動の促進

- (1) 部落差別をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解と認識を深めるため学習機会を拡充するとともに、その取組を通して人権意識の高揚に努める。また、学習活動を効果的に推進するため、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質の向上に努めるとともに、学校、関係機関や団体などの連携を促進する。
- (2) 「八幡市男女共同参画プラン ーぶ計画Ⅲ」の趣旨を踏まえ、男女共同参画社会の形成を目指した多様な学習機会の充実と幅広い学習内容の充実に努める。
- (3) いわゆる団塊の世代をはじめとする中高齢者が進んで参加できる多様な学習機会の提供に努めるとともに、社会生活で培った知識や能力を地域社会でいかせる環境を整え、中高齢者の社会参加活動を支援し、世代間交流など学習活動の充実に努める。

- (4) インクルーシブの理念に基づき、障がいのある人が積極的に参加できる学習講座や文化・スポーツ活動の拡充を図るとともに、社会教育活動に参加しやすい環境づくりに努める。
- (5) 市内に在住する外国人をともに生きるパートナーとして、その人権を十分尊重し、保障するよう努めるとともに、国籍、民族、文化の違いを認め合い、国際理解を深めるための学習機会を提供する。

家庭・地域社会の教育力の向上

- ・家庭の教育力向上を図るための学習活動の推進
- ・地域社会の教育力向上を図るための体験機会の充実
- ・地域活動を支援するボランティア活動の促進

1 家庭・地域社会の教育力の向上

- (1) 家庭・学校・地域社会のそれぞれの教育機能がその特性をいかしながら相互に連携し、子どもを育てる学校支援の事業を推進する。
- (2) 生命を大切に作る心や思いやりの心などの豊かな心をはぐくむ上で、家庭の果たす役割が大きいとの観点から、家庭の教育力を高めるための学習の機会を提供する。
- (3) 子どもが読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身に付ける上で、乳幼児期からの読み聞かせなどが効果的であることから、家庭における読書の重要性について理解が深められるよう努める。
- (4) 学校施設などを活用して、地域の教育力等を活かした学習活動の充実を図るとともに、児童の自主学習力と学習意欲の向上を支援する。
- (5) 地域の人々が交流を深め、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを推進するため、防災・防犯なども視野に入れた学習機会の提供に努めるとともに、様々な体験活動の拡充を図る。
- (6) 社会生活上の道徳・モラルの向上や地域活動を支援するボランティア活動の促進など、子どもたちを取り巻く環境の健全化を図る。

- (7) 関係機関・団体との連携を密にしながら、有害薬物に対する注意喚起やインターネット上の有害情報対策等の啓発を含めた社会環境浄化の取組などに努める。

青少年を育成する活動の充実

・新しい時代を切り拓く力、他人を思いやる心を持った青少年の育成

1 活動の促進

- (1) ふれあい体験学習やふれあい交流事業、世代間交流などを通して青少年の健全育成に努める。
- (2) 安全・安心な活動拠点として社会教育施設などを活用し、青少年の文化芸術・スポーツ・地域交流活動を支援する。
- (3) さまざまな活動や講座を開催して、自発的かつ主体的に学び行動できる青少年を育成するための機会の充実を図る。
- (4) 青少年に社会の一員としての自覚を促すとともに、青少年の健全な育成に対する市民の理解と協力を深めるため、青少年が大人や社会に向けて訴えたいことを発表する機会を設ける。

文化活動と生涯スポーツの振興

・豊かな人間性をはぐくむための地域における文化活動の促進
・健康でいきいきとした市民生活を実現するための生涯スポーツの振興と競技水準の向上

1 文化活動と生涯スポーツの振興

- (1) 「八幡市文化芸術振興基本方針」に基づき、市民一人ひとりの自主的、主体的な文化芸術活動をより一層促進し、心豊かな活力ある地域社会の実現を図る。

- (2) 生活にうるおいと喜びをもたらし、豊かな人間性をはぐくむため、文化活動に関する情報提供や優れた芸術文化にふれる機会の提供に努めるとともに、文化行事の開催等を通じて、地域における多様な文化活動の振興を図る。
- (3) 伝統文化の理解と継承、芸術の鑑賞や創作活動など、地域に根付いた多様な文化活動の促進を図るとともに、国際理解のための学習活動を進め、新しい文化の創造に努める。
- (4) 各種スポーツ教室や大会等の開催を通じて、生涯スポーツへの関心を深め競技力向上を図る。
- (5) 学校体育施設の開放等により、地域でのスポーツ活動を促進するほか、子どもから青少年、大人、高齢者、障がい者が楽しめるニュースポーツの普及を図る。
- (6) 文化やスポーツの発展に貢献している人や団体を顕彰し、文化やスポーツの振興を図る。

文化財の保存と活用

- ・ 市内文化財の保存・整備とさらなる活用
- ・ 市民の文化財保護意識の高揚

1 文化財保護意識の高揚と文化財の活用

- (1) 「八幡市文化財保護条例」の趣旨に沿って、数多くの貴重な文化財を次代に継承していくために、適切な保護に努める。
- (2) 文化財保護意識を高めるため、所有者や関係団体との連携に努めるとともに、出前講座、見学や体験学習などを通じて、その普及啓発に努める。
- (3) 市民が地域の歴史を知ることによって、まちに誇りと愛着を持てるよう文化財の活用を図る。
- (4) 文化財保護の基盤づくりとして、継続的に文化財の調査及び収集・整理、保存・整備を行う。

八幡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案

令和6年2月 日提出
八幡市長 川 田 翔 子

八幡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

八幡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年八幡市条例第 14 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条に後段として次のように加える。

この場合において、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 10 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）」とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

説 明 書

放課後児童支援員の資格要件を緩和するため、八幡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する必要があるので、本条例を提案するものです。

その内容は、放課後児童健全育成施設に配置している放課後児童支援員については、「知事等が実施する研修を修了した者」でなければなりませんでしたが、放課後児童健全育成事業の内容を定める国の通知の改正に伴い、当該要件を緩和し「研修計画を定めた上で、2年以内に研修を修了することを予定している者」を新たに放課後児童支援員として放課後児童健全育成施設に配置できるようにするものです。

令和6年度公立幼稚園の定員について（案）

八幡市立幼稚園規則第3条の規定に基づき、令和6年度公立幼稚園の定員を以下のとおり定める。

(人)

	3歳児	4歳児	5歳児	合計
さくら幼稚園	20	35	35	90
橋本幼稚園	20	35	35	90
合計	40	70	70	180

令和6年度 公立幼稚園園児数(予定)

【参考資料】

令和6年2月1日 現在

	3才			4才			5才			計		
	定員	クラス	園児数	定員	クラス	園児数	定員	クラス	園児数	定員	クラス	園児数
さくら幼稚園	20	1	7	35	1	18	35	1	15	90	3	40
橋本幼稚園	20	1	8	35	1	6	35	1	9	90	3	23
合計	40	2	15	70	2	24	70	2	24	180	6	63

令和5年度 公立幼稚園園児数

令和5年5月1日 現在

	3歳児		4歳児		5歳児		合計	
	定員 (クラス数)	園児数	定員 (クラス数)	園児数	定員 (クラス数)	園児数	定員 (クラス数)	園児数
八幡幼稚園	20 (1)	10	35 (1)	6	35 (1)	10	90 (3)	26
八幡第三幼稚園	20 (1)	17	35 (1)	15	35 (1)	14	90 (3)	46
八幡第四幼稚園	20 (1)	0	35 (1)	0	35 (1)	15	90 (3)	15
橋本幼稚園	20 (1)	6	35 (1)	8	35 (1)	7	90 (3)	21
合計	80 (4)	33	140 (4)	29	140 (4)	46	360 (12)	108